

# ○授業料の納入期限を守りましょう

## 学 生 の 皆 さ ん へ

授業料の納入については、本学の規則において前期（５月中）及び後期（１１月中）の２期に分けて納入することになっております。また、**督促を受けてもなお納入しないときは、除籍する旨規定されております。**

国立大学法人の教育・研究等の運営に係る経費は、国からの運営費交付金、授業料等の収入により措置されており、充実した教育環境を提供するためには、授業料収入が安定的に確保されることが必須要件になります。

ついでには、学期末において当該学期分の授業料が未納の場合は、理由の如何を問わず除籍の措置をとらせていただくことになっておりますので、くれぐれもこのようなことが起きないように、**授業料は定められた期間内に納入してください。**

令和４年５月

北 海 道 大 学 学 務 部